

医療機関 各位

明細書発行体制等加算の算定について

日ごろより、江戸川区の公害健康被害の認定患者に対し特段のご配慮を賜りありがとうございます。

令和 8 年 6 月の診療報酬改定により「電子的診療情報連携体制整備加算」が新設されました。当該加算の届出をしている場合、健康保険診療における「明細書発行体制等加算」は算定できない取扱いとなっております。

一方、公害診療における「明細書発行体制等加算」の算定について、環境省より下記のとおり通知がありました。

【公害診療における明細書発行体制等加算の取扱い】

「電子的診療情報連携体制整備加算」の届出をしている場合であっても「明細書発行体制等加算」の算定要件を満たす場合は、「明細書発行体制等加算」算定できる取扱いとします。ただし、診療所に限ります。

算定せずに請求し既にお支払いが済んでいる場合は、再審査の上、差額をお支払いいたします。対象月のレセプトの摘要欄等に再審査請求である旨を記載の上、再請求いただきますようお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、以下の担当係までお問い合わせください。

江戸川区役所
福祉部障害者福祉課医療給付係
電話 03-5662-1414